

令和 8 年

市議会 9 月定例会議案
(その 3)

静 岡 市

議 案 説 明

議案第 2 1 5 号 令和 8 年度静岡市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度静岡市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアムに関する事業契約の解除に合意したため、解決金を計上し、施設整備費の減額を計上した。

この結果、補正予算の総額は、210,800 千円の減額となった。

歳出の補正は、企画費 210,800 千円の減額である。

歳入の補正の主なものは、繰越金 182,000 千円の増額、市債 322,400 千円、繰入金 70,400 千円の減額である。

以上の補正額を加えた累計予算額は、404,517,222 千円となる。

なお、市債の補正は、海洋文化施設建設事業債の変更である。

議案第 2 1 6 号 （仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例の廃止について

（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアムの合意解除契約の締結に伴い、本条例を廃止するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 2 1 7 号 （仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業契約の合意解除に伴う和解について

（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業の事業契約を合意解除するに当たり和解するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 215 号	令和8年度静岡市一般会計補正予算（第4号）	4
議案第 216 号	（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例の廃止について	7
議案第 217 号	（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業契約の合意解除に伴う和解について	8

令和 8 年度静岡市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度静岡市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 0 , 8 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 4 , 5 1 7 , 2 2 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第 2 条 市債の変更は、「第 2 表 市債補正」による。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
21	繰入金	13,081,802	△70,400	13,011,402
	1 基金繰入金	12,228,357	△70,400	12,157,957
22	繰越金	1,500,000	182,000	1,682,000
	1 繰越金	1,500,000	182,000	1,682,000
24	市債	32,545,100	△322,400	32,222,700
	1 市債	32,545,100	△322,400	32,222,700
歳 入 合 計		404,728,022	△210,800	404,517,222

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	47,691,836	△210,800	47,481,036
	2 企画費	13,439,307	△210,800	13,228,507
歳 出 合 計		404,728,022	△210,800	404,517,222

第2表 市債補正

(変 更)

△印は減

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
海 洋 文 化 施 設 建 設 事 業	322,400	△ 322,400	0

議案第 216 号

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例の廃止について

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例を廃止する条例

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例（令和 5 年静岡市条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業契約の合意解除に伴う和解について

株式会社静岡海洋文化ネットワークと令和5年2月1日に締結し、令和5年2月議会の議決により本契約となった（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業の事業契約を合意解除するに当たり、次のとおり和解する。

令和8年9月15日提出

静岡市長 難波 喬 司

1 相手方

所在地 静岡市清水区松原町5番17号
名 称 株式会社静岡海洋文化ネットワーク
代表取締役 藤中 隆一

2 解決金の額

182,116,000円

3 和解の要旨

- （1） 静岡市及び相手方は、令和5年2月1日に締結し、令和5年2月議会の議決により本契約となった（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業（以下「本事業」という。）に関する事業契約（その後の変更契約の内容を全て含む。）を解除することに合意する。
- （2） 静岡市は相手方に対し、前号の解除に伴う清算（本事業契約第三章設計・建設業務の出来形に対するサービス対価）として、解決金182,116,000円（消費税込み）を支払う。
- （3） 相手方は静岡市に対し、本事業に関し、既払い額及び前号に定める額を除き、一切の請求をしない。
- （4） 静岡市は相手方に対し、本事業に関し、既払い額の返還請求、違約金の請求その他

の損害賠償金の請求をしない。

- (5) 静岡市は、既済部分の設計図書等について、これが無償利用する権利及び権限を有する。
- (6) 本事業の海水排水計画に関連して、日の出埠頭 1 号道路側防潮堤下に設置された将来用配管開口部としてのスリーブ管（φ250、L=5.0m）の所有権その他一切の権利は静岡市に帰属することを確認し、相手方はこれに対して何らの権利も主張しないものとする。
- (7) 静岡市及び相手方は、本事業契約に基づき知りえた秘密情報を、解除後も引き続き第三者に漏えいしてはならない。
- (8) この契約に定める事項を除き、静岡市及び相手方は、本事業に関し互いに債権債務がないことを確認する。
- (9) この契約に関して紛争が生じた場合は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- (10) この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、両者協議の上、処理するものとする。